

芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2①

施策区分		1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2 障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施				
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和4年度		令和5年度
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
1	1-1	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	1-1 1-2 3	②	・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方が委員として参画し、障がい福祉施策に対する意見をいただくとともに、事業についても共に取り組んでいただいた。（②）	B	・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方に委員として参画していただく。 ・自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。
2	1-1	地域福祉課（障がい福祉課）	民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員に対して研修を実施していきます。また、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供を行っていきます。	1-1	④	・芦屋市障がい者基幹相談支援センターと連携し、芦屋市民生児童委員協議会 専門部会（障がい者（児）部会）に対し、地域共生をテーマとした障がいに関する研修を実施した。（④） ・ひょうご発達障害者支援センター クローバー芦屋ランチの方をお招きし、専門部会（母子・父子・児童部会）に対し、児童の発達障がいについての研修を実施した。（④） ・日頃からの見守り活動で配慮を必要とする世帯の事例について話し合う「福祉を高める運動研究会」において、民生委員へ緊急災害時要援護者台帳の内容を共有した。また、緊急災害時要援護者台帳の避難支援状況の区分の変更について、民生委員に対して説明会を実施した。（④）	B	・芦屋市障がい者基幹相談支援センター・障がい福祉課と連携し、研修を実施していく。
3	1-1	障がい福祉課 社会福祉協議会	障がい者基幹相談支援センター機能の充実	障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組みます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。	1-1 1-2	④	・相談支援体制の強化においては、基幹相談と市内の主任相談支援専門員が協働で事例検討会を2回実施した。（④） ・市内相談員のニーズに沿って、「障害年金」や「発達検査」「意思決定支援」「サポートファイルの使い方」研修などを実施した。（④） ・コロナ禍による病院訪問が出来ないため、地域移行紹介チラシの改訂を行い、近隣病院へ配布した。（④） ・虐待防止研修においては、今年度より障がい福祉サービス事業所に虐待防止委員会の設置が義務化となったため、虐待防止委員会の役割と実践報告を行い、45名の参加があった。（④） ・芦屋市障がい者基幹相談支援センターと連携し、芦屋市民生児童委員協議会 専門部会（障がい者（児）部会）に対し、地域共生をテーマとした障がいに関する研修を実施した。（④）	B	・相談支援体制の強化においては、相談員同士の連絡会の充実や計画相談マニュアルの改定を行っていく。 ・地域移行においては、近隣8病院に対象者ニーズの確認と、対象者がおれば、面会に行く。 ・虐待防止研修においては、「虐待への気づき」をテーマに早期発見の視点、メイビー（通報）シートの書き方講座を実施する。 ・自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。 ・芦屋市障がい者基幹相談支援センターと連携し、地域の関係機関に対して研修を実施していく。
5	2-1	障がい福祉課 広報国際交流課	広報誌・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	1-1 1-2 2 3	③ ④	・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。（③④） ・広報12月号において、障がいに関する特集記事（令和4年度は身体障がいに焦点を当てて特集）を掲載した。（④）	B	・ホームページ、広報あしやを通じて、障がい理解啓発を推進していく。
6	2-1	障がい福祉課	マスメディア・SNSによる広報啓発活動	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、Facebook等のSNSを通じて市民への周知・啓発にも努めます。	1-1 1-2 2 3	③ ④	・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。（③④） ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（Instagram、Twitter）において、障がい児・者作品展の開催に関する周知を行った。（④）	B	・「あしやねっと♪」やSNSを通じて、障がい理解啓発に取り組んでいく。

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2①

施策区分		1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2 障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施					
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和4年度		令和5年度	
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）	
10	2-3	学校教育課	特別活動の推進	トライやる・ウィークや学校園行事をはじめとした特別活動を通じて、障がいのある児童生徒との交流を積極的に行い、障がいのある人との交流を積極的に行い、障がいに対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育みます。	1-2	④	・特別活動を含めた様々な学校生活の中で、特別支援学級在籍児童生徒と通常学級の児童生徒と一緒に活動したり学習したりする時間を設定し、ともに学び、成長することができた。（④） ・学校によっては県立芦屋特別支援学校との居住地校交流を行い、同学年の児童生徒同士が交流する中で障がいに対する理解を深めることができた。（④）	B	・学校生活において、様々な活動で助け合いや交流ができると考える。特別活動においては目的や課題を持ち、生徒や児童が自発的に動けるようにクラスや学年で考えて取り組んでいく。また、障がいのある人との交流も、各校において発達段階に応じたカリキュラムを設定し、実施していく。	
11	2-3	学校教育課	総合的な学習の時間の活用	体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります。	1-1	④	・新型コロナウイルス感染症の流行状況により実施できなかった学校が一部あったものの、点字、手話、アイマスク体験や視覚・聴覚障がいなどがある方の講話などを通して障がいに対する理解を深めることができた。（④）	B	・引き続き各校の状況に応じてカリキュラムを設定し、体験的な学習や当事者の話を通して障がいや人権についての正しい理解を深めて行けるようにする。	
12	2-3	生涯学習課	各種講座・教室の開催	地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努めます。	1-1	④	・市民が障がいや人権問題などについて理解を深めることができるよう、出前講座のメニューに組み込む他、芦屋市人権教育推進協議会と連携した講演会の実施や「あしや学びあいセミナー（※）」へのメニュー登録など、学習機会の拡充に取り組むことができた。（④） ※あしや学びあいセミナーとは、芦屋市社会教育関係登録団体が、団体が専門とする内容について市民のところへ出向いて行う、市民版出前講座で、平成29年度より実施している。芦屋市人権教育推進協議会のメニュー登録は平成30年度から。	B	・出前講座のメニュー登録、芦屋市人権教育推進協議会と連携した講演会の実施、「あしや学びあいセミナー」へのメニュー登録などを推進する。また、利用者拡充に向けた取り組みを検討する。	
13	2-3	社会福祉協議会	福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料等の貸出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	1-1	④	・幼稚園、小中学校、高等学校において、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者など当事者の講話や、車いす、アイマスク体験により障がい者理解を進めることが出来た。令和4年度は初めて認定こども園に肢体不自由者の講話と車いす体験を行った。（④） ・アクションプログラム推進協議会において、視覚障がい者向けのスマホ講座を開催。また潮見幼稚園、西山幼稚園園児と「この町がすき」の手話歌を歌い動画撮影を行い小さなころから福祉に触れる機会をもった。 ・手話ボランティア養成講座、点字ボランティア養成講座を開催し、地域住民への障がい者理解と担い手の育成を行った。（④） ・こども向けの手話教室を開催して、手話の子どもたちへの啓発を行った。（④） ・学生協働プロジェクトにおいて、各学校と協働しまるっと説明会に置いて障がい者に関する発表を行った。（④）	B	・福祉学習は、各校と連携し内容を充実させていく。 ・障がい相談と連携し、学生協働プロジェクトを進め、市内の高校生の障がい者理解を進める。 ・視覚障がい者向けのスマホ講座を、身体障害者福祉協会と協働で進めていく。 ・手話については、関心が高いため、ボランティア養成講座だけでなく、一日体験教室の開催も検討する	
14	2-4 3-2	障がい福祉課	障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催	新型コロナウイルス感染症を機に、これまで実施してきた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに則った事業を検討・実施します。	1-2	④	・コロナ禍で販売機会が激減した市内障がい福祉サービス事業所を支援するため、コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。（④） ・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、193点・26団体からの応募があった。会期終了後、市役所本庁内や市内店舗等に展示を行った。（④） ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2022」を保健福祉センターで実施した。（④）	B	・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んでいく。 ・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、福祉センター・木口記念会館・市役所・市内店舗等で展示する。 ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2023」を令和6年2月に実施する。	

芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2①

施策区分		1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2 障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施					
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和4年度		令和5年度	
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）	
15	2-4 3-2	障がい福祉課	障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知	市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出していき、障がいのある人等に周知します。	1-2	④	・自立支援協議会専門部会にて、障がいのある人の居場所づくりプロジェクト「つむぐ広場」を立ち上げ、障がいのある人が集まれる場を設けた。 ・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。（④）	B	・自立支援協議会専門部会において、居場所づくりに焦点を当てて取組を進めていく。 ・合理的配慮の提供を行う店舗等にステッカー等を配布する。	
20	3-1	障がい福祉課	授産品販売コーナーの設置	○市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。	1-1	④	・市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を実施した。（④） ・コロナ禍で販売機会が激減した市内障がい福祉サービス事業所を支援するため、コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。（④）	B	・市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を実施する。 ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組む。	
21	3-1	障がい福祉課 総務課	市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施	市役所北館1階のカフェスペースにおいて障がいのある人の雇用及び市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を実施します。	1-1 3	② ④	・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行った。（②④）	B	・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行う。	
22	3-2	社会福祉協議会 障がい福祉課	障がい児・者の芸術作品等の発表機会の創出	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行います。 障がい児・者作品展に限らず、障がい児・者による芸術作品等の発表機会を創出していきます。	1-2	④	・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し展示した、（品数226点（昨年度196点）、作者数25団体・332人（昨年度25団体・556人）、感想文297通（昨年度165通））（④） ・新たな試みとして、動画作品を初めて展示した。（④） ・上記作品展の会期終了後、市役所本庁内にて展示を行った。また、新たな試みとして、市内郵便局等にて展示を行った。（④） ・感想文の中で個別作品に関するコメントは、各作者にフィードバックすることで、「やりがいにつながった」との声を多数いただいた。（④）	A	・引き続き、障害者週間に合わせて「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集する。 ・作品を、福祉センター・木口記念会館・市役所・市内店舗等で展示する。 ・障がい福祉サービス事業所を知ってもらうことを目的に、会期中に授産品販売日を1日設ける。	
23	3-2	公民館 社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がい福祉課	障がいのある人の生涯学習活動の振興	障がいのある人の自主的な学習活動を推進するため、障がいのある人の学習の場である「阪神南青い鳥学級」「阪神くすの木学級」の開設及び周知を行います。 障がいのあるなしにかかわらず、誰でも参加できるしょうがい者とのスポーツ交流ひろばの実施等スポーツ教室の開催支援を行います。 障がいのある人が、様々な行事に参加し、社会参加の促進を図るため、市主催の行事・イベントや講演会など、各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	1-2 3	③	・阪神くすの木学級への手話通訳及び要約筆記ボランティアの派遣協力を行った。（③）	B	・阪神青い鳥学級の広報協力を行う。（③）	

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2①

施策区分		1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2 障がいのある人となし人との相互理解を深めるための事業等の実施				
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和4年度		令和5年度
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
25	4-1	障がい福祉課	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	1-1 1-2 2 3	① ② ③ ④	・障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催した。（①②③④）	B	・障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。
26	4-1	障がい福祉課	芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	1-1 2 3	① ③ ④	・条例の施行に併せ民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施し、2事業者に対して助成をした。（①③） ・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。（④）	B	・芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施する。 ・合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業を開始する。
27	4-1	人権・男女共生課	障がいのある人の人権に関する啓発	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会を実施します。	1-1	④	・障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会や啓発映画会などで、障害者差別解消法の概要を掲載したチラシを配布し、法の内容について周知を行った。（④）	B	・引き続き、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会や啓発映画会などで、障害者差別解消法の概要を掲載したチラシを配布し、法の内容について周知を行う。
28	4-1	生涯学習課	障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知	障害者差別解消法及び関連条例の理解と周知及び法等に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	1-1	④	・芦屋市人権教育推進協議会と連携し、障がいや人権問題に関する学習会等を実施した。また、参加への働きかけを広報紙などを通じて広く実施した。（④）	B	・芦屋市人権教育推進協議会と連携した学習会等を実施し、各種団体へ参加の働きかけを行う。